

2008年度税制改正大綱 (FX取引の支払調書制度他)

制度調査部
鈴木 利光

FX取引、店頭取引についても仲介業者に支払調書の提出義務付けへ

【要約】

2007年12月13日に与党の2008年度税制改正大綱が公表された。

上記大綱では、外国証拠金取引(FX)等の金融先物取引等について、支払調書の提出義務を、現行の商品取引所を介した取引のみから、店頭取引まで拡充している。

本稿では、上記大綱のうち、上記FX等の支払調書の提出義務等について、簡潔に解説する。

【目次】

- ・ はじめに (P1)
- ・ 先物取引に関する調書制度の整備 (P1)
- ・ 国外送金等調書の提出基準の引下げ (P2)

・ はじめに

2007年12月13日に与党の2008年度税制改正大綱(以下、「大綱」という)が公表された。

大綱では、外国証拠金取引(FX)等の金融先物取引等について、支払調書の提出義務を、現行の商品取引所を介した取引のみから、店頭取引まで拡充している。

本稿では、大綱のうち、上記FXの支払調書整備の拡張等について簡潔に解説する。

・ 先物取引に関する調書制度の整備

「先物取引に関する調書」とは、**商品取引所が**、差金等決済があった商品先物取引又は金融商品先物取引等について、その取引主体別に、所轄税務署長に**提出を義務付けられる調書**をいう。

調書の内容としては、取引主体の氏名及び住所、決済の方法、取引の種類、数量及び対価の額等である(租税特別措置法第41条の4第4項参照)。

現行規定においては、FXの場合は東京金融取引所を介した取引には提出義務があるが、取引の9割を占める**店頭取引についてはその義務がない**。

これにより、投資家の申告漏れが目立つようになっている。

そのような状況を鑑み、大綱の内容は以下のとおりとなっている(大綱第三 七 3)。

1. FX 取引等をはじめとする、店頭で取引される金融商品先物取引等について、取引所で取引される金融商品先物取引等と同様の支払調書制度を整備する。
 2. 先物取引に関する調書の提出は、差金等決済があった日の翌月末日までに取引ごとの情報を提出する方法と、差金等決済のあった日の属する年の翌年 1 月 31 日までに年間の取引の情報を提出する方法とを選択できることとする。
- (注) これらの改正は、2009 年 1 月 1 日以後に行われる差金等決済について適用する。

． 国外送金等調書の提出基準の引下げ

「国外送金等調書」とは、金融機関が、その顧客が営業所等を通じて国外送金等（国外送金又は国外からの送金等の受領）に係る取引（ただし、その金額が政令で定める金額以下のものを除く）を行ったときに、所轄税務署長に提出を義務付けられる調書をいう。

調書の内容としては、顧客の氏名又は名称、住所、国外送金等の金額、送金原因等である（「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第 4 条参照）。

上記「政令で定める金額」、すなわち国外送金等調書の提出対象となる国外送金等の金額は、現行規定においては 200 万円である（「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令」第 8 条第 1 項）。

大綱の内容は、以下のとおりである（大綱第三 七 4）。

国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額を 100 万円超（現行：200 万円超）に引き下げる（「政令で定める金額」を 100 万円とする）。

(注) 上記の改正は、2009 年 4 月 1 日以後に行う国外送金等について適用する。

以上